

四 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（登録事項変更の届出）</p> <p>第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に 応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならぬ。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書及び新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔四〇六 略〕</p>	<p>（登録事項変更の届出）</p> <p>第二百十九条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔四〇六 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	